平成２２年（フ）第６６７号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲591番地２　ストロベリーファーム102号
債務者　小林麻友美
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
埼玉県春日部市南４丁目８番11号、前住所埼玉県春日部市大畑127番地２
債務者　伊藤　　学
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
埼玉県越谷市東大沢３丁目29番地４　ロイヤルストーン越谷201
債務者　松本　美加（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２０６号
埼玉県春日部市米島140番地　ショコラヒルズＡ102、前住所埼玉県春日部市西金野井338番地73
債務者　倉林　寿久
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
埼玉県春日部市米島140番地　ショコラヒルズＡ102、前住所埼玉県春日部市西金野井338番地73
債務者　倉林　明美
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目306番地２　藤和シティホームズ水元公園306号
債務者　山崎　義夫
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
埼玉県三郷市彦成３丁目８番15―504号
債務者　安藤　哲郎
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
岐阜県土岐市泉大島町１丁目８番地
債務者　小倉さちこ
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１７８１号
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目８番４―402号
債務者　林田　好巳
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３０９号
大阪府茨木市沢良宜東町10番29号
債務者　原田　一夫
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３８８号
大阪府豊中市服部寿町３丁目７番11号
債務者　井上　洋一
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４５２号
大阪府四條畷市中野本町12番35号
債務者　吉井　利朗
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４５９号
大阪市浪速区大国２丁目５番３号ラパンジール大国602号
債務者　村本　英勝
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９７０号
大阪府吹田市五月が丘東７番17―２Ｂ号
債務者　川口真理子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０８３号
大阪府寝屋川市成田町８番７号
債務者　北田　　恵
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０９６号
大阪府寝屋川市三井南町14番５号
債務者　鎌倉　奈央
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１８１号
大阪府八尾市恩智南町５丁目101番地山田文化東２号
債務者　廣井　瑛征
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部